

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則(社会課)

◇公安規則 拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則(警備第一課)

公布された規則のあらまし

◇災害救助法施行細則の一部を改正する規則

一 救助のため支出できる費用の限度額を次のとおり引き上げることとした。(別表第一関係)

救助の種類	支出することができる費用の限度額	
	現 行	改 正 後
応急仮設住宅の供与(一戸当たり)	一、二〇九、〇〇〇円	一、二五〇、〇〇〇円

貸与 品 の 給 与 は	活 必 需 品	の 他 生 活 に 必 要 な 物 品	寝 具 そ の 他	被 服 、 寝 具 に 対 し て	住 家 の 全 壊 、 全 焼 、 又 は 流 失 に よ り 被 害 を 受 け た 世 帯	夏 期		冬 期		炊 き 出 し 等 食 品 の 給 与 (一 人 一 日 当 り)		
						四月一日から九月三十日まで		十月一日から翌年三月三十一日まで			八〇〇円	
						一人以上 一人を増 すごとに 加算する	一人以上 一人を増 すごとに 加算する	一人以上 一人を増 すごとに 加算する	一人以上 一人を増 すごとに 加算する			八三〇円
一人世帯	五、二〇〇円	五、四〇〇円	六、八〇〇円	七、〇〇〇円	二五、八〇〇円	二六、九〇〇円	四四、八〇〇円	四六、八〇〇円	四四、八〇〇円	四六、八〇〇円	八〇〇円	八三〇円
二人世帯	九、三〇〇円	九、七〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、二〇〇円	三三、三〇〇円	三三、七〇〇円	四四、八〇〇円	四六、八〇〇円	四四、八〇〇円	四六、八〇〇円	八〇〇円	八三〇円
三人世帯	一三、四〇〇円	一三、八〇〇円	一四、一〇〇円	一四、三〇〇円	四一、四〇〇円	四一、八〇〇円	五二、九〇〇円	五四、九〇〇円	五二、九〇〇円	五四、九〇〇円	八〇〇円	八三〇円
四人世帯	一七、五〇〇円	一七、九〇〇円	一八、二〇〇円	一八、四〇〇円	四八、五〇〇円	四八、九〇〇円	五九、六〇〇円	六一、六〇〇円	五九、六〇〇円	六一、六〇〇円	八〇〇円	八三〇円
五人世帯	二一、六〇〇円	二二、〇〇〇円	二二、三〇〇円	二二、五〇〇円	五五、六〇〇円	五六、〇〇〇円	六六、七〇〇円	六八、七〇〇円	六六、七〇〇円	六八、七〇〇円	八〇〇円	八三〇円
六人以上 一人を増 すごとに 加算する	二五、七〇〇円	二六、一〇〇円	二六、四〇〇円	二六、六〇〇円	六二、七〇〇円	六三、一〇〇円	七三、八〇〇円	七五、八〇〇円	七三、八〇〇円	七五、八〇〇円	八〇〇円	八三〇円

学用品 の 給与	住宅の 応急修理 (一世帯当たり)	住宅の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯に對して行うもの												
		冬期 十月一日 から翌年 三月三十一日 まで						夏期 四月一日 から九月 三十日まで						
中学校生徒 (一人当り)	小学校児童 (一人当り)	額	六人以上 一人を増 すことに 加算する	五人世帯	四人世帯	三人世帯	二人世帯	一人世帯	額	六人以上 一人を増 すことに 加算する	五人世帯	四人世帯	三人世帯	二人世帯
三、八〇〇円	三、六〇〇円	円二五七、〇〇〇	三、〇〇〇円	二、三〇〇円	一、八〇〇円	一、五〇〇円	一、〇〇〇円	八、二〇〇円	二、二〇〇円	一、六〇〇円	一、三〇〇円	一、〇〇〇円	七、〇〇〇円	七、〇〇〇円
四、〇〇〇円	三、七〇〇円	円二六六、〇〇〇	三、一〇〇円	二、四〇〇円	一、九〇〇円	一、六〇〇円	一、四〇〇円	八、六〇〇円	二、三〇〇円	一、六〇〇円	一、三〇〇円	一、〇〇〇円	七、二〇〇円	七、二〇〇円

区 分	現 行 改 正 後	金 額	区 分	現 行 改 正 後	金 額	埋葬		
						大人(二体当たり)	小人(二体当たり)	
2 時間外勤務手当			大工、左官及びとび職		一六、三〇〇円	一八、六〇〇円	円一三〇、〇〇〇	円一四〇、〇〇〇
							円一〇〇、五〇〇	円一一四、九〇〇
1 日当			醫師及び歯科医師		一四、九〇〇円	一五、四〇〇円	円一〇四、〇〇〇	円一一二、〇〇〇
							円一〇、二〇〇	円一〇、六〇〇
二 実費弁償の額を次のとおり引き上げることとした。(別表第二関係)			薬剤師		九、〇〇〇円	九、九〇〇円	円一〇、〇〇〇	円一一〇、〇〇〇
							円一〇、〇〇〇	円一一〇、〇〇〇
			保健婦、助産婦及び看護婦		一五、三〇〇円	一六、一〇〇円	円一〇、〇〇〇	円一一〇、〇〇〇
							円一〇、〇〇〇	円一一〇、〇〇〇
			土木技術者及び建築技術者		一六、三〇〇円	一八、六〇〇円	円一〇、〇〇〇	円一一〇、〇〇〇
							円一〇、〇〇〇	円一一〇、〇〇〇

三 この規則は、公布の日から施行し、平成四年四月一日から適用することとした。

医師及び歯科医師	一、八〇二円	一、八六六円
薬剤師	一、二三三円	一、二八四円
保健婦、助産婦及び看護婦	一、〇八八円	一、一九九円
土木技術者及び建築技術者	一、八四九円	一、九五一元
大工、左官及びとび職	一、九七〇円	二、二五三円

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の2の(ロ)中「一、二〇九、〇〇〇円」を「一、二五〇、〇〇〇円」に改め、同表第二号の1の(ロ)中「八〇〇円」を「八三〇円」に改め、同表第三号の3の(一)中

一五、七〇〇円	二〇、一〇〇円
二五、八〇〇円	三三、三〇〇円

九、六〇〇円	三五、四〇〇円	四四、八〇〇円	六、五〇〇円
六、四〇〇円	五四、四〇〇円	六八、一〇〇円	九、三〇〇円

一六、四〇〇円	二〇、九〇〇円	三〇、八〇〇円	三六、九〇〇円
二六、九〇〇円	三四、七〇〇円	四八、五〇〇円	五六、八〇〇円

四六、八〇〇円	六、八〇〇円
七二、二〇〇円	九、七〇〇円

二〇〇円	七、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	一一、七〇〇円	一六、三
二〇〇円	一〇、九〇〇円	一五、六〇〇円	一八、四〇〇円	二三、三

〇〇円	二、二〇〇円	五、四〇〇円	七、二〇〇円
〇〇円	三、〇〇〇円	八、六〇〇円	一一、四〇〇円

に改め、同号の3の(ロ)中

八、	五、
----	----

を

を

〇、九〇〇円	一三、二〇〇円	一六、九〇〇円	二、三〇〇円
六、二〇〇円	一九、二〇〇円	二四、二〇〇円	三、一〇〇円

に

改め、同表第六号の3中「二五七、〇〇〇円」を「二六六、〇〇〇円」に改め、同表第八号の3の(ニ)中「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同表第九号の3中「一三〇、〇〇〇円」を「一四〇、〇〇〇円」に、「一四四、〇〇〇円」を「一五二、〇〇〇円」に改め、同表第十二号の3中「一〇〇、五〇〇円」を「一一四、九〇〇円」に改める。

別表第二第一号の1の(一)中「一四、九〇〇円」を「一五、四〇〇円」に改め、同号の1の(二)中「一〇、二〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に改め、同号の1の(三)中「九、〇〇〇円」を「九、九〇〇円」に改め、同号の1の(四)中「二五、三〇〇円」を「一六、一〇〇円」に改め、同号の1の(五)中「一六、三〇〇円」を「一八、六〇〇円」に改め、同号の2の(一)中「一、八〇〇円」を「一、八六六円」に改め、同号の2の(二)中「一、二三三円」を「一、二八四円」に改め、同号の2の(三)中「一、〇八八円」を「一、一九九円」に改め、同号の2の(四)中「一、八四九円」を「一、九五一一円」に改め、同号の2の(五)中「一、九七〇円」を「二、二五三円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成四年四月一日から適用する。

公安委員会規則

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

平成五年一月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

鳥取県公安委員会規則第一号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成四年十二月鳥取県条例第二十七号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(音量の測定方法)

第二条 条例第二条の規定による音量の測定は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 使用する騒音計は、日本工業規格C一五〇二に定める普通騒音計若しくは日本工業規格C一五〇五に定める精密騒音計又はこれらと同等以上の性能を持つ騒音計とすること。

- 二 騒音計の周波数補正回路はA特性の周波数補正回路とし、動特性は速い動特性とすること。

- 三 音量は、騒音計の指示値によること。
- (身分を示す証票)

第三条 条例第六条第二項に規定する警察官の身分を示す証票は、警察手帳規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第四号）に規定する警察手帳とする。

附 則

この規則は、平成五年二月一日から施行する。